

道路附属物点検業務委託に係る特記仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、静岡県道路公社が発注する「令和6年度 伊豆中央道ほか4道路 道路附属物点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、静岡県道路公社が管理する伊豆中央道ほか4道路の道路附属物の点検を行うものであり、本特記仕様書は、「業務委託共通仕様書 令和5年度版 静岡県交通基盤部」（以下「共通仕様書」という）を補完するものである。

第2条 業務目的

本業務は、第三者被害を防止する観点から、静岡県道路公社が管理する道路の道路附属物のうち、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置（以下「標識等」という）の健全性を把握するために点検を行うことを目的とする。

第3条 業務範囲

業務の対象範囲は、別紙「点検対象施設一覧表」に示すとおりとする。

第4条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- (1) 業務委託共通仕様書 令和5年度版 静岡県交通基盤部
- (2) 総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】
平成25年2月 国土交通省道路局
- (3) 附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）
平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課
- (4) 門型標識等定期点検要領
令和6年3月 国土交通省道路局
- (5) 小規模附属物点検要領
平成29年3月 国土交通省道路局
- (6) その他関連基準

第5条 業務内容

1 計画・準備

(1) 業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を監督員に提出する。なお、共通仕様書第1112条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、記載内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

(2) 資料収集

業務目的を把握したうえで、点検に必要な既存資料を収集整理する。

(3) 現地踏査

点検に先立ち現地踏査を行い、業務範囲及び既存資料と現地との整合性、立地条件、交通状況等について、現地の状況を調査・記録する。なお、現地の状況により点検作業に支障がある場合には、監督員と協議する。

(4) 点検実施計画書作成

現地踏査終了後すみやかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。

(5) 関係機関協議

必要に応じて、関係機関協議に伴い必要となる資料の収集・作成を行う。

2 点検

点検は、「総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】平成25年2月 国土交通省道路局」（以下「実施要領」という）及び「門型標識等定期点検要領（以下「定期点検要領」という）に準拠し、具体的な方法等は、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成31年3月 国土交通省道路局 国道・技術課」を参考に近接目視点検を実施するとともに、必要に応じて詳細調査を行う。

(1) 近接目視

点検部位に対して点検用資機材（点検ハンマー、ルーペ等）を併用して近接目視を行う。基礎等が埋め戻されている場合は、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行う。また、ナットの緩み等の確認のため、適宜、触診、打音検査等の非破壊検査を行うこととする。また、今後の点検のため、ボルト・ナットに合マークの設置を行うこと。

(2) 応急措置等

点検で異常を発見した場合は、可能な限りの応急措置を行うとともに、すみやかに監督員に報告するものとする。

(3) 詳細調査等

近接目視点検の結果から、必要に応じて監督員と協議し実施するものとし、超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験等を実施すること。

3 調査結果の取りまとめ

点検結果を整理し、対策の必要性を判定し、「実施要領（案）」及び「定期点検要領」の記録様式により調査結果を取りまとめる。

4 報告書作成

上記1から3について、報告書にわかりやすくとりまとめる。

第6条 安全管理

受注者は、点検業務中において交通状況に即した保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

第7条 関係機関協議資料作成

点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

第8条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。

- 1 業務着手時（業務計画書提出）
- 2 中間打合せ（点検実施計画書提出、点検結果・判定状況確認）
- 3 業務完了時（報告書提出）
- 4 その他監督員が必要と認めた場合

第9条 資料の提供

本業務に必要な資料（過去の点検結果等）は、発注者より提供又は貸与する。

第10条 成果品

報告書と点検結果等の電子データを格納したCD：2部、紙ベース：2部を提出するものとする。

第11条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議により定めるものとする。